

第2期

横浜市自殺対策計画(素案)【概要版】

パブリックコメント

皆様のご意見をお寄せください

募集
期間

令和5年10月11日(水)から
令和5年11月10日(金)まで

計画策定の趣旨

横浜市自殺対策計画に基づき、相談支援の充実やゲートキーパーの養成等の自殺対策に取り組んできました。これまでの取組を振り返るとともに、新型コロナウイルス感染症等により顕在化した新たな社会的な課題を踏まえ、更なる自殺対策の推進を図ることを目的に、第2期横浜市自殺対策計画を策定します。

基本認識

- ① 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ② 自殺は、その多くが社会的な取組で防ぐことのできる問題である
- ③ 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い
- ④ 年間自殺者数はピーク時と比較すると減少しているが、非常事態は続いている

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

計画期間

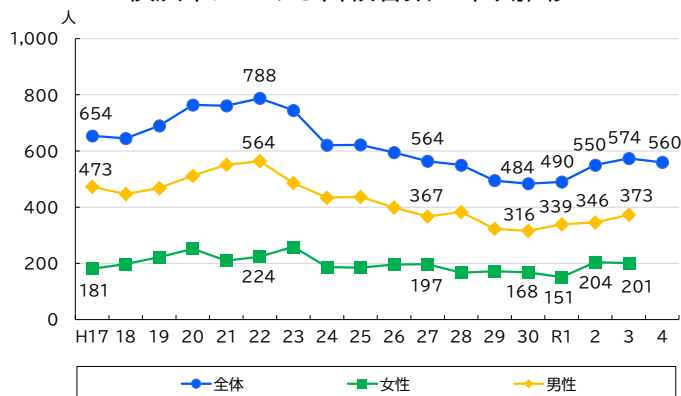
令和6年度から令和10年度の5年間

横浜市の自殺の状況

横浜市の自殺者数は、平成22年の788人から平成30年の484人まで減少しましたが、その後は増加に転じ、令和4年の自殺者数(概数)は560人となっています。特に、令和元年から令和2年にかけて、自殺者数は60人増加しました。

また、令和3年における女性の自殺者数は201人と、近年最も低かった令和元年の151人と比較して33%(50人)増加しています。

横浜市における自殺者数の年次推移



※令和4年の自殺者数は確定値ではなく概数であり、また横浜市では全体の人数のみ公表されています。

施策体系

精神保健福祉分野に限らず、教育、勤労、経済支援等、庁内関連部署の取組を有機的につなげ、総合的に自殺対策を推進します。特に「子ども・若者を対象とした取組」、「女性への支援に関する取組」や「自殺未遂者の支援に関する取組」は、重点施策に位置付けることで、本市の課題を踏まえた自殺対策につなげます。

3つの重点施策

重点施策1 子ども・若者の 自殺対策の強化

若年層の悩みの解決に向けた相談体制の充実とともに、学校や家庭、地域におけるこどものSOSや悩みを受け止める取組の推進

重点施策2 女性に対する 支援の強化

ライフステージに応じた女性の悩みや生きづらさを受け止め、解決に向けて多様な機関で連携して支援を行うための相談体制の充実

重点施策3 自殺未遂者への 支援の強化

医療機関と連携し救急医療機関に搬送された自殺未遂者への支援とともに、救急医療機関へ搬送されなかった自殺未遂者をケアにつなげるための方策の検討

基本施策1:自殺対策に関する情報提供・理解促進

困った時には誰かに援助を求めることが、社会全体の共通認識となること、また自殺が身近な問題であり、様々な要因が重なりあって自殺につながっていく実態を知ってもらうことを目的とした普及啓発の推進

基本施策2:生きることの包括的支援の推進

不安や悩みに対する専門的な相談対応が可能な支援機関等へ適切につなげ、課題の解決に結びつくよう、相談支援の充実や各種専門相談窓口の情報提供の推進

基本施策3:地域におけるネットワークの強化

連携会議等を活用し、多岐にわたる関係者が、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の認識の共有と、実現に向けて情報や意識の共有を図りながら、相互の連携や協力体制を構築し、地域全体の取組として推進

基本施策4:自殺対策を支える人材育成

知識の普及、研修、人材育成を通じて、ゲートキーパーの養成を拡大・充実させていくとともに、必要な支援を提供できる関係機関につなげることができる人材を増やす

基本施策5:遺された人等への支援

自殺への偏見による遺族の孤立を防ぐ取組や、遺族が必要とする情報提供のほか、遺族同士が悲しみを分かち合う場の提供等の支援の充実

1 必要な支援につながっている人の増加

当事者(自死遺族含む)が、必要な支援を受けられている・相談することができる

2 自殺に関する正しい意識を持つ人の増加

自殺対策が社会全体の取組として認識され推進されている

3 支援をしている人・団体の増加

多くの人が支援者となり、活躍している

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

数値目標

	指標	直近の現状値	最終目標
最終目標	自殺死亡率の減少	14.8 (令和4年概数)	10.8以下 (令和8年までに)
	自殺したいと思ったことがある人の減少	24.7% (令和4年度)	24.7%以下 (令和9年度)
	自殺未遂の経験がある人の減少	28.2% (令和4年度)	28.2%以下 (令和9年度)
中間目標(抜粋)	悩みやストレスについて誰にも相談できない人の割合が減少	5.5% (令和4年度)	5.5%以下 (令和9年度)
	「自殺は防ぐことのできる社会的な問題である」などの正しい認識の浸透	53.8% (令和4年度)	53.8%以上 (令和9年度)
	ゲートキーパー養成が進んでいる	16,902人 (令和4年度)	36,000人 (令和10年度)

「第2期横浜市自殺対策計画(素案)」 パブリックコメント 意見記入用紙

- ご意見の種類にチェック☑をつけてください。(複数選択可)
計画全体について 重点施策①
重点施策② 重点施策③
基本施策① 基本施策② 基本施策③
基本施策④ 基本施策⑤ その他

- ご意見をお書きください。

※このハガキは使用できません

第2期横浜市自殺対策計画(素案) パブリックコメント 市民の皆様のご意見を募集します

募集期間:令和5年10月11日(水)から11月10日(金)まで

ご意見の提出方法

①ご意見
受付フォーム
(横浜市電子申請・届出システム)

右の二次元コードから
アクセスしてください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/dc2140c5-6a43-4f43-b7d0-44b5b519a9f4/start>



②電子メール

kf-jisatutaisaku@city.yokohama.jp

③FAX

045-662-3525

④郵送(当日消印有効)

左下のハガキを切り取り、ご使用ください。
(左下のハガキを使用する場合は、切手不要)

郵便はがき

料金を取らない郵便

横浜港局
承認

9402

差出有効期間

令和5年
11月30日まで
(切手不要)

231-8790

005

横浜市中区本町2丁目22番地
京阪横浜ビル10階
横浜市健康福祉局
こころの健康相談センター 行

※このハガキは使用できません

◆よろしければ、あなたの情報を御記入ください。

【性別】(該当するものに○)

男性・女性・その他

【年代】(該当するものに○)

20歳未満・20~29歳・30~39歳・40~49歳

50~59歳・60~69歳・70歳以上

第2期横浜市自殺対策計画について

- 詳細は、横浜市のウェブページからご覧いただけます。

第2期横浜市自殺対策計画 検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryu/kokoro/jisatsu/taisaku/2jisatsutaisakuplan.html>

- 各区役所の広報相談係、市民情報センター(市庁舎3階)、健康福祉局こころの健康相談センター等にて、第2期横浜市自殺対策計画(素案)の全文を冊子でご覧いただけます。

ご留意いただきたいこと

- いただいたご意見は、計画策定の参考とさせていただきます。また、個人情報を除き、いただいたご意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日、ホームページで公表します。ご意見への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ご意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭によるご意見は受け付けておりません。
- 電子メール、FAXにてご提出いただく場合も、「性別」「年代」「素案へのご意見」を明記したうえでお送りください。
- ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は、個人情報保護法に従い適正に管理します。

お問合せ・ご意見の提出先

横浜市健康福祉局こころの健康相談センター

住所:〒231-0005

横浜市中区本町2丁目22番地(京阪横浜ビル10階)

電話:045-662-3558

FAX:045-662-3525

電子メール:kf-jisatutaisaku@city.yokohama.jp